

一 般 質 問 通 告 書

平成 23 年 5 月 23 日提出

嵐山町議会議長 藤野 幹男 様	議席番号 1 3	氏 名 渋谷登美子	受付番号
下記のとおり質問したいので通告します			
	質 問 事 項	質 問 要 旨	答 弁 者
2	地域の支えあい (答弁書不要)	町事業には不向きな、地域の支えあい事業として、期間通貨、地域通貨の仕組みの導入が必要である。 個族化少子高齢化への対応として、町全体で将来的に取り組める構築を計画しながら、20分400円程度のサービス、通貨の単位はたとえばランとするなど、見守り事業をふくめ、お出かけサポート、電球換え、など試験的に20～30人規模からの会員制で取り組みを進めることを求める。高齢者のSNS利用者も増えていることより携帯メールでのコ・デュネイトで可能と推測できる。地域通貨で公共施設使用料等には活用できる仕組みにし、将来的に地区単位で取り組める構想での政策を求める。	副町長
3	農薬ネオニコチノイドの使用の毒性の周知について (答弁書不要)	ネオニコチネイドとは神経伝達物質を阻害し、脳神経を麻痺させる農薬で、ミツバチは農薬を使って育った植物の花の蜜を吸い神経麻痺を引き起こし、大量死している。その毒性は生態系を破壊し、人間にも影響がある。フランスでは、販売禁止、日本の残留基準値はEUの20倍から500倍もゆるい。 (1)無線ヘリによる水稲への農薬散布にはネオニコチノイド系農薬が使用されるが、嵐山町年間の使用量は。 (2)ネオニコチノイド系農薬は、乳幼児の発達障害に影響を及ぼしている。不登校児数と自殺者数は、平成10年を境に増加している。埼玉県および嵐山町の発達障害児数の経年的変化は。 (3)国の動きは、鈍いが、住民に身近な嵐山町では、予防原則に基づき、ネオニコチノイド系農薬の毒性についての町民への周知を求める。	環境農政課長 こども課長 町長
4	平沢土地区画整理組合、事業終了後の清算、町のかかわりについて (答弁書不要)	平成23年度で事業終了予定だが、 (1)平沢土地区画整理組合に投入された公費(国・県・町)の総額は。 (2)区画整理による税額の増は (3)借入金総額と借入金残高は (4)清算期間終了後の組合の課題と町の対応を聞く	副町長